

●香川県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年1月31日	有限会社 だいくや商店 観音寺市観音寺町甲3103番地	有限会社 だいくや商店 観音寺市観音寺町甲3103番地	福祉用具貸与
平成20年2月28日	医療法人社団生々会 西山 整形外科医院 観音寺市古川町194番地1	医療法人社団 生々会 観音寺市古川町194番地1	短期入所療養介護 介護療養型医療施設
平成20年3月1日	桃源苑指定居宅介護支援事業所 丸亀市飯山町下法軍寺865-1番地	医療法人社団 健粋会 丸亀市飯山町下法軍寺858番地	居宅介護支援
平成20年3月31日	丸亀林病院 指定居宅介護支援事業所 丸亀市風袋町177番地1	医療法人社団 更新会 丸亀市風袋町177番地1	居宅介護支援
平成20年3月31日	医療法人社団更新会 丸亀林病院 丸亀市風袋町177番地1	医療法人社団 更新会 丸亀市風袋町177番地1	短期入所療養介護 介護療養型医療施設
平成20年3月31日	そよかぜ指定福祉用具貸与事業所 東かがわ市川東312-1コ 一ボ川東101号	株式会社 総合医療 徳島県板野郡松茂町中喜来 字群恵39-1	福祉用具貸与